

一人オーナー会社課税

1. 一人オーナー会社課税について、廃止する。

(注) 上記の改正は、平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用する。

2. オーナー給与に係る課税のあり方については、給与所得控除を含む所得税のあり方についての議論の中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度改正で講ずる。